

羽村市公式キャラクター「はむりん」の形状及び名称の使用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、羽村市公式キャラクター「はむりん」（以下「はむりん」という。）の使用に関して必要な事項を定め、もって羽村市（以下「市」という。）に賑わいと活力を創出し、羽村市民（以下「市民」という。）の郷土愛を育む一助とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における形状及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 形状 別図に定める平面デザインの全部又は一部
- (2) 名称 はむりん

(権利の帰属)

第3条 形状及び名称の著作権及び使用権は、全て市に帰属するものとする。

(使用対象)

第4条 形状及び名称を使用できるものは、個人、法人、その他の団体とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、羽村市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1項第1号から第3号までに規定する暴力団等は、形状及び名称を使用することができない。

(使用の申請)

第5条 形状及び名称の使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、羽村市公式キャラクターはむりんの形状及び名称使用承認申請書（様式第1号）に、次の各号の資料を添え市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 形状及び名称の利用状況がわかる完成見本等
 - (2) 申請者の概要がわかる書類等
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。
 - (1) 市が業務に使用するとき。
 - (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 公共的団体等が公益的な活動の目的で使用するとき。
 - (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (5) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、羽村市公式キャラクターはむりんの形状及び名称使用承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、はむりんの形状及び名称の使用を承認しないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合についてはこの限りではない。

(1) 市又ははむりんの品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 市が目指すまちづくりに支障が生じるおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。

(6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(7) その他市長が不適當と認めるとき。

3 市長は、第1項の規定により形状及び名称の使用を承認する場合において、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定により使用を承認しないときは、羽村市公式キャラクターはむりんの形状及び名称使用不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 はむりんの形状及び名称の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第8条 はむりんの形状及び名称の使用期間は、申請通知期間及び使用承認取り消しの申し出があった日までとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 はむりんの形状及び名称の使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途以外に使用しないこと。

(2) 使用承認を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 市で定めた形状（フルカラーでの使用を行うことができない場合を除く。）

に沿って使用し、改変を行わないこと。ただし、市長が必要と認めた場合についてはこの限りではない。

(4) 第6条第3項の規定により付された条件に反しないこと。

(5) はむりんの形状及び名称の使用前に、当該使用に係る物品の完成見本等を速やかに市に提出すること。ただし、完成見本等の提出が困難なものについては、その写真又はイメージ図等の提出をもって、これに代えることができるものとする。

(6) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用内容の変更承認等)

第10条 使用者は、承認を受けた形状及び名称の使用内容を変更するときは、あらかじめ羽村市公式キャラクターはむりんの形状及び名称使用内容変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用内容の変更を承認するときは、羽村市公式キャラクターはむりんの形状及び名称使用内容変更承認決定通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

3 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

4 市長は、使用内容の変更を承認しないときは、羽村市公式キャラクターはむりんの形状及び名称使用内容変更不承認決定通知書(様式第6号)により、使用者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、はむりんの形状及び名称の使用承認を取り消すとともに、羽村市公式キャラクターはむりんの形状及び名称使用承認取消通知書(様式第7号)により、使用者に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた使用者は、直ちにその使用を中止しなければならない。

(1) この基準の規定に反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたと認められるとき。

(3) その他、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定によりはむりんの形状及び名称の使用承認を取り消したにもかかわらずその使用を中止しない場合又は使用承認を受けずにはむりんの形状及び名称を使用した場合は、市長は、著作権法(昭和45年法律第48号)その他の法令の規定

に基づき、その使用の差し止め等の手続を行うものとする。

(免責)

第12条 前条第1項の規定による使用承認の取り消しにより使用者に生じた損害について、市は、一切の責めを負わない。

2 使用者がはむりんの形状及び名称の使用によって第三者に対して与えた損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責めを負わない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、第11条第1項各号のいずれかに該当した場合、又は使用承認を受けずにはむりんの形状及び名称を使用した場合において、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

(公表)

第14条 市長は、はむりんの形状及び名称の使用承認状況等について公表し、広く利用促進を図るものとする。

(庶務)

第15条 この基準に関する庶務は、シティプロモーションに関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第16条 この基準に定めるもののほか、はむりんの形状及び名称の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。